

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 水 津 達 夫

財政援助団体監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

記

第1 監査の概要

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 鯖江市文化協議会
教育委員会文化課（財政援助に関する事務の所管課） |
| 3 事前調査期間 | 令和2年12月17日から令和3年1月8日まで |
| 4 監査実施日 | 令和3年1月8日（金） |
| 5 監査対象年度 | 令和元年度 |
| 6 監査対象事項 | 補助金に係る出納その他の事務 |
| 7 監査の方法および着眼点 | |

監査の実施にあたっては、補助金に係る出納その他の事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、次の項目を主な着眼点とし、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

○所管部局関係

- (1) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (2) 補助金等の交付目的および補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助対象経費が明確になっているか。
- (4) 補助金等の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (5) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行なわれているか。

○補助団体関係

- (1) 監事監査が適正に実施されているか。
- (2) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (3) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。会計処理上の責任体制は確立されているか。

第2 監査対象の概要

1 財政援助団体の名称および代表者

名 称	鯖江市文化協議会
代 表 者	会長 青山 重隆

2 補助金の概要

補助金の名称	鯖江市文化協議会補助金
補助金の額	2,150,000円（令和元年度）
補助金交付の目的	地方文化の向上を図るため、伝統的文化、芸能、行事等の育成、ならびに継承保存に努め、豊かな文化のふるさとづくりを図る。

第3 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行状況および所管課の財政援助団体に対する指導状況等について監査を実施した範囲において、一部の指摘事項および改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。なお、軽微な誤りについては、その都度是正を行った。鯖江市文化協議会および文化課の監査の結果は次のとおりである。

1 指摘事項

【文化課】

(1) 補助金交付について

5月20日に補助金交付申請があったにも関わらず、11月20日まで支払いの手続きがされなかった。支払いが遅れたことで、援助団体の活動資金不足を生じさせ、担当者が立て替えして事業を行うこととなった。補助金交付については、速やかに処理し、交付の手続きを取ることを。

2 改善事項

【鯖江市文化協議会】

(1) 運営細則の見直しについて

令和2年4月の使用料の改定後、使用料免除の適用はなくなっているが、運営細則に「使用料の免除を受けることができる」との記載が残っている。適切に細則を改正し、会員に周知すること。

(2) 参加者・来場者の報告について

活動の成果を把握するため、それぞれの事業において、文化協議会からの参加者だけでなく、一般の参加者・来場者がどれくらいあったかを実績報告の際に記入すること。

(3) 補助対象経費の把握について

出納簿に補助対象経費かどうかの項目を設け、年度末の報告がスムーズに進むよう事務改善すること。